

【平成24年11月27日の暴風と着雪について】

11月27日、低気圧が発達しながら胆振・日高地方を通過し、強い冬型の気圧配置となって寒気が流入した。このため、低気圧通過後は西よりの風が、明け方から朝にかけて急速に強まり、雨が湿り雪に変わって、暴風と着雪による被害が発生した。室蘭では、最大風速29.9メートル、最大瞬間風速39.7メートル（共に11月の記録第1位）を観測した。（平成24年11月29日室蘭地方気象台発表資料から抜粋）

資料2-1

11月26日からの暴風雪に伴う胆振管内における被害・対策状況

1 被害状況

(平成24年12月6日 15:00現在)

○ライフライン(停電)

| 市町村名 | 最大停電戸数 (11/27 14:00現在) |
|------|------------------------|
| 室蘭市 | 29,880戸 |
| 登別市 | 20,790戸 |
| 伊達市 | 990戸 |
| 豊浦町 | 320戸 |
| 壮瞥町 | 50戸 |
| 白老町 | 870戸 |
| 厚真町 | 0戸 |
| 洞爺湖町 | 2850戸 |
| 計 | 55,750戸 |

○住民避難

| 市町村名 | 避難所開設数 | 最大避難者数 |
|------|--------|--------|
| 室蘭市 | 10箇所 | 101名 |
| 登別市 | 8箇所 | 254名 |
| 伊達市 | 3箇所 | 13名 |
| 豊浦町 | 3箇所 | 10名 |
| 壮瞥町 | 1箇所 | 5名 |
| 白老町 | 2箇所 | 18名 |
| 洞爺湖町 | 2箇所 | 7名 |
| 計 | 29箇所 | 408名 |

○人的被害

軽傷(打撲等)7名(室蘭市)

○住家被害

一部損壊216棟

○産業被害(主なもの)

営農施設被害(ビニールハウスの破れ、鉄骨損傷等)、倒木 多数 ほか
※ 詳細被害は現在調査中。

2 対策状況

○災害対策本部等(11/27(火)10:00設置、11/30(金)17:00まで)

「11月26日からの暴風雪に伴う北海道災害対策連絡本部」・・・北海道
「11月26日からの暴風雪に伴う北海道災害対策胆振地方連絡本部」・・・胆振総合振興局

○自衛隊災害派遣要請

- (1)派遣期間 11/27(火)16:20派遣要請、11/30(金)15:20まで
- (2)派遣区域 登別市
- (3)活動内容 救援物資 (ｽｰﾌﾞ 50台、毛布500枚、発電機22台、電源ｺｰﾄﾞ 及び燃料)

○災害救助法

平成24年11月27日(火)22:00 災害救助法適用

○胆振総合振興局における主な支援等

(1)人的支援

- ①情報収集として職員の派遣(総務班より派遣)
 - ・室蘭市 { 11/27 地域政策課職員2名
 - ・登別市 { 11/27 副局長、地域政策課職員2名
 - { 11/29~30 総務課及び地域政策課職員2名

②避難住民の健康状態等の確認及び市側の支援要請聞き取りのため職員を派遣

- ・登別市 (11/28 保健所職員3名)
- ③避難所へ保健師を派遣
 - ・登別市 (11/29～30 保健所職員2名)
- ④酪農家へ停電時の搾乳指導及び牛の健康管理指導のため職員を派遣
 - ・登別市 (11/27～30 農業改良普及センター 普及指導員2名)
 - ・豊浦町 (11/27～30 農業改良普及センター 普及指導員1名)

(2) 物的支援

- ①日鋼記念病院(室蘭市内)及び登別記念病院(登別市内)から自家発電用の燃料(軽油)確保に関する相談があり、提供可能な業者のリストを提供し、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、軽油を緊急配送。(同協定適用第1号)
- ②振興局に備蓄している発電機2台を福祉施設へ貸与。(登別市内の2施設)
- ③日赤北海道支部と連絡が不通となっていた登別市事務局との仲介調整をし、11/27に登別市内の避難所へ毛布800枚の配布を依頼し、同日に配送完了。
- ④電線に雪が積もり、垂れ下がった電線への安全確保のため、建設管理部保有のバリケード等の資機材の貸し出し体制の確保。

(3) 医療・福祉支援

- ①停電による災害時要援護者の安全確保のため病院への受け入れ依頼を実施
 - ・室蘭市内 1名(在宅酸素利用者)
 - ・登別市内 2名(脊椎小脳変性症患者)
- ②停電時においても対応可能な医療機関について、他の医療機関へ情報提供。
- ③室蘭市内及び登別市内の避難所において、炊き出しの衛生指導を実施。(11/29 保健所食品保健係2名)

(4) その他の対応

- ①道路への着雪を伴った風倒木等を除去し、通行路を確保。
- ②暴風により住家に被害(屋根破損)を受けた住民に対し、道営住宅を特定入居できるように対応。
- ③住宅等に被害を与えるおそれのある保安林内風倒木を除去。

3 主な課題

○地域のコミュニティによる対応(共助)

- ・市民への情報伝達手段が断たれたため、登別市においては、町内会連合会が主体となり、市内99町内会の役員等が全戸訪問を実施。その結果を市の災害対策本部へ情報提供。

(このことから、地域のコミュニティの大切さを改めて認識された自主防災組織の設立促進及び共助機能強化が必要。)

○北電からの情報の伝達

- ・同じ町内会でも道路一つで異なるなど停電エリアの正確な情報が伝わらなかったり、復旧の目途がわからなかったため避難所の設置等に時間を要した。

○停電時における庁舎機能の維持(通信機器、暖房、コピー機、パソコン、照明等)

- ・室蘭市及び登別市の本庁舎においては、停電後、自家発電機がなく又は十分でないため電話を含む通信機器が使用不能となり、両市との連絡は、担当者の携帯電話しか使用できず、情報伝達及び情報収集に支障を来した。

(胆振総合振興局においては、自家発電機により、防災担当ラインのみ電話、パソコン及びFAX等の通信機器は使用可能であった。ただし、他の部署においては、すべての執務室で非常灯のみ点灯されていたが、電源が無く、業務に支障を来していた。)

暴風雪による停電区域内における対応状況について

資料2-2

| 対応内容 | 室蘭市 | 登別市 | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 白老町 | 洞爺湖町 | 計 | | |
|------------------------------|---|------------------------------|----------------|-----|--------------|-----|-----------------------|----|----|-----|
| 医療機関の対応 | | | | | | | | | | |
| 停電医療機関総数 | 7 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | | |
| 自家発電有 | 6 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | | |
| 対応状況 | | ・暖房用の電源不足のため発電機車により対応(2医療機関) | | | | | | | | |
| 自家発電無 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | |
| 対応状況 | ・ポータブル発電機により対応 | | ・発電機車により対応 | | | | | | | |
| 人工透析患者への対応 | | | | | | | | | | |
| 透析医療機関数 | 5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | | |
| 実施可能数 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | | |
| 実施不可能数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 対応状況 | ・他の医療機関で対応(27日全員、28日一部) | | | | | | | | | |
| 在宅医療患者等への対応 | | | | | | | | | | |
| ALS患者 | 患者数 | 9 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 17 | |
| | 支障なし | 9 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 17 | |
| 重度心身障がい者 | 対象者 | 16 | 4 | 5 | 2 | 1 | 2 | 0 | 30 | |
| | 支障なし | 16 | 4 | 5 | 2 | 1 | 2 | 0 | 30 | |
| その他の在宅患者 | 在宅酸素 | 患者数 | 42 | 53 | 7 | 2 | 0 | 1 | 2 | 107 |
| | | 支障なし | 42 | 53 | 7 | 2 | 0 | 1 | 2 | 107 |
| | 人工呼吸器 | 患者数 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | | 支障なし | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 社会福祉施設への対応 | | | | | | | | | | |
| 36 | | | | | | | | | | |
| 停電社会福祉施設総数 | | | | | | | | | | |
| 自家発電有 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | | |
| 対応状況 | ・ポータブルストーブ等による対応(1施設) | | | | | | | | | |
| 自家発電無 | 21 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | | |
| 対応状況 | ・ポータブルストーブ等による対応(17施設) | | ・発電機による対応(2施設) | | ・他施設に避難(2施設) | | ・ポータブルストーブ等による対応(7施設) | | | |
| 避難所設置数(ピーク時) | | | | | | | | | | |
| 9か所 | 6か所 | 3か所 | 2か所 | 3か所 | 4か所 | 2か所 | | | | |
| 市町村における災害時要援護者への対応(高齢者・障がい者) | <p>・民生委員が要援護者宅への訪問により、避難所の周知と避難について説明</p> <p>・ケアマネージャー、民生委員、町内会の役員などが要援護者宅への訪問により、避難所の周知と避難について説明</p> <p>・介護事業者が利用者の安否について確認を行うとともに、避難所の周知と避難について説明</p> <p>・市職員が要援護者宅への電話連絡や訪問により、安否について確認を行うとともに、避難所の周知と避難について説明</p> <p>・町職員が要援護者宅への電話連絡や訪問により、安否について確認</p> <p>・町職員が要援護者宅への電話連絡により、安否について確認</p> <p>・町職員が要援護者宅への訪問により、避難所の周知と避難について説明</p> <p>・町職員が要援護者宅への電話連絡により、安否について確認</p> | | | | | | | | | |

※ 高齢者や障がい者などの要援護者に対する民生委員、町内会等と連携した地域での見守りなどの支援強化について、平成24年11月28日付けで市町村に通知。